

国際不定期便による国内空港の使用について

蔵関第 150 号
昭和 54 年 2 月 21 日
改正 財関第 4 号
平成 13 年 1 月 6 日

標記のことについて、国土交通省航空局長から別添のとおり連絡があったので了知ありたい。

(別添)

空国第 83 号
空鑑第 46 号
昭和 54 年 2 月 7 日

大蔵省関税局長殿

運輸省航空局長

国際不定期便による国内空港の使用について

国際航空行政の運営につきましては、日頃種々ご協力を戴き感謝いたしております。さて、今般標記について別紙により取り扱うことといたしましたので連絡いたします。

(別紙)

国際不定期便による国内空港の使用について

国際不定期便による国際空港（税関空港、検疫飛行場、出入国港、植物防疫飛行場及び動物検疫飛行場としての指定を受けている国際航空の用に供しうる空港をいう。）以外の空港（以下「国内空港」という。）の使用については、下記により取り扱うものとする。

記

1. 国内空港を使用する国際不定期便の運航については、航空運送事業者が、税関、検疫、出入国管理等の検査の実施に関する関係官署の了解を得ており、かつ、当該運航が騒音対策上及び空港管理上から特に支障がないと空港事務所が認めている場合には、当局は、当該運航が従来の審査基準に合致する限り、当該航空運送事業者が邦人たると外国人たるとを問わず、その運航を認めることとする。

なお、かかる運航を認めるにあたっては、空港事務所の指示に従うとともに、当該空港にかかわる航行の方法等を事前に十分熟知しておくよう当局は航空事業者に指示す

るものとする。

- 2．航空運送事業者が、国内空港における上記 1 の検査の実施に関し、関係官署の了解を得ることが困難な場合には、航空運送事業者は国内空港からの出発後、又は、国内空港への到着前に、当該検査を受けるために国際空港に寄港することができる。
- 3．外国の政府等が、わが国の航空運送事業者による空港の使用を不当に制限する場合には、当局は、当該国の航空運送事業者がわが国の国内空港を使用することを認めないことがある。